

# 広島県漁業調整規則第11条の 規定に基づく制限措置 及び申請期間等

## 【令和5年3月分】

- ・ 機船船びき網漁業
- ・ ごち網漁業
- ・ 刺し網漁業
- ・ 流し刺し網漁業
- ・ たこつぼ漁業
- ・ かご漁業
- ・ まきえ釣漁業

## 第1 機船船びき網漁業

### 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
浮こぎ網使用の二そうさより船びき網漁業	安芸地区（別記のとおり）	10月10日から翌年4月30日まで	48キロワット（15馬力）以下	5トン未満	1	申請の操業区域に係る地区内に住所又は漁業の根拠地を有する者

### 2 許可を申請すべき期間

令和5年3月22日から令和5年3月31日まで

### 3 条件

第1種及び第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、共第15号及び第18号並びに自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

### 別記（操業区域）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同市犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同市尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

## 第2 ごち網漁業

### 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一そうローラーごち網漁業	安芸地区（別記1のとおり）	4月1日から翌年3月31日まで	48キロワット（15馬力）以下	5トン未満	1	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

### 2 許可を申請すべき期間

令和5年3月22日から令和5年3月31日まで

### 3 条件

ア 別記2の禁止区域においては、操業してはならない。

イ 別記3の禁止期間においては、それぞれ該当する禁止区域で操業してはならない。

#### 別記1（操業区域）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カを順次結んだ5直線以西の広島県海面

ア 呉市広町下猫崎

イ 呉市下蒲刈町下黒島南端

ウ 呉市下蒲刈町上黒島南端

エ 呉市蒲刈町黒鼻

オ 呉市豊浜町斎鳥西端

カ 愛媛県小安居島北端

#### 別記2（禁止区域）

1 次のア・イを結んだ直線，ウ・エ・オを順次結んだ2直線，カ・キ・クを順次結んだ2直線，ク・ケを距岸300メートルで結んだ線，ケ・コを結んだ直線，サ・シを結んだ直線，ス・セ・ソを順次結んだ2直線，タ・チを結んだ直線，ツ・テ・ト・ナを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点

イ 廿日市市宮島町革籠崎

ウ 廿日市市宮島町聖崎

エ 広島市佐伯区津久根島の高

オ 広島市南区似島オオイカダ鼻

カ 広島市南区似島外方鼻

キ 江田島市江田島町鼻ぐり

ク 江田島市沖美町と同市能美町高田との最大高潮時海岸線における境界からキを見通す線と距岸300メートルの線との交点

ケ コから江田島市沖美町櫓石を見通す延長線と距岸300メートルの線との交点

コ 江田島市沖美町おちこみ石

サ 江田島市沖美町入鹿鼻

- シ 江田島市沖美町大黒神島押島鼻
  - ス 江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻
  - セ 江田島市大柿町長島南端
  - ソ 呉市倉橋町伝太郎鼻
  - タ 呉市倉橋町亀ヶ首北端
  - チ 呉市情島南端
  - ツ 呉市情島北端
  - テ ツから呉市阿賀町観音崎を見通す線と同市音戸町大浦崎南端から同市下蒲刈町大久保西の鼻を見通す線との交点
  - ト ナから愛媛県大館場島北東端を見通す線と呉市音戸町大浦崎南端から同市下蒲刈町大久保西の鼻を見通す線との交点
  - ナ 呉市広小坪町下猫崎
- 2 次のア・イを結んだ直線，ウ・エ・オ・カを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- ア 呉市倉橋町城岸鼻
  - イ 呉市倉橋町黒島西端
  - ウ 呉市倉橋町黒島南東端
  - エ 呉市倉橋町横島南端
  - オ エから呉市倉橋町白石（三ツ石）中央を見通す線とカから愛媛県津和地島北東端を見通す線との交点
  - カ 呉市倉橋町亀ヶ首南端
- 3 次のア・イ・ウ・エ・オ・カを順次結んだ5直線，キ・クを結んだ直線，ケ・コ・サ・シ・スを順次結んだ4直線，セ・ソを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域
- ア 呉市広小坪町下猫崎
  - イ アから愛媛県大館場島北東端を見通す線とウから呉市倉橋町鈴鹿島北端を見通す線との交点
  - ウ 呉市下蒲刈町下黒島南端
  - エ 呉市下蒲刈町上黒島南端
  - オ 呉市蒲刈町黒鼻
  - カ 呉市豊浜町斎島西端
  - キ 呉市豊浜町斎島東端
  - ク 愛媛県岡村島観音崎
  - ケ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻
  - コ 呉市川尻町柏島南端
  - サ コから呉市豊浜町豊島北端を見通す線と同市蒲刈町小松島東端から愛媛県岡村島正月鼻を見通す線との交点
  - シ 呉市蒲刈町小松島東端から愛媛県岡村島正月鼻を見通す線とスから同市豊町鍋島西端を見通す線との交点
  - ス 豊田郡大崎上島町七々見塚崎
  - セ 豊田郡大崎上島町一貫目鼻
  - ソ 愛媛県大三島稚子ヶ鼻

別記3（禁止期間及び禁止区域）

禁止期間	禁 止 区 域
<p>7月16日から翌年3月31日まで</p>	<p>1 次のア・イを結んだ直線，ウ・エ・オを順次結んだ2直線，カ・キ・クを順次結んだ2直線，ク・ケを距岸300メートルで結んだ線，ケ・コを結んだ直線，サ・シを結んだ直線，ス・セ・ソ・アを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域。ただし，別表第2ごち網漁業の禁止区域8の海域を除く。</p> <p>ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点            イ 廿日市市宮島町革籠崎            ウ 廿日市市宮島町聖崎            エ 広島市佐伯区津久根島の高            オ 広島市南区似島オオイカダ鼻            カ 広島市南区似島外方鼻            キ 江田島市江田島町鼻ぐり            ク 江田島市沖美町と同市能美町高田との最大高潮時海岸線における境界からキを見通す線と距岸300メートルの線との交点            ケ コから江田島市沖美町櫓石を見通す延長線と距岸300メートルの線との交点            コ 江田島市沖美町おちこみ石            サ 江田島市沖美町入鹿鼻            シ 江田島市沖美町大黒神島押島鼻            ス 江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻            セ 江田島市大柿町長島南端            ソ 大竹市阿多田島南端</p>
<p>3月1日から同月31日まで及び7月1日から10月31日まで</p>	<p>2 次のア・イ・ウ・エを順次結んだ3直線，オ・カ・キ・ク・ケを順次結んだ4直線，ケから244度30分の線及び最大高潮時海岸線並びに山口県と広島県との海区境界線とによって囲まれた広島県の海域。ただし，別表第2ごち網漁業禁止区域8の海域を除く。</p> <p>ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点            イ 大竹市阿多田島南端            ウ 江田島市大柿町長島南端            エ 呉市倉橋町伝太郎鼻            オ 呉市倉橋町大向鼻            カ オから山口県小柱島東鼻を見通す線とキから同県端島北端を見通す線との交点            キ 呉市倉橋町黒島南東端            ク 呉市倉橋町横島南端            ケ 呉市倉橋町白石(三ツ石)中央</p>

3月1日から10月31日まで	<p>3 次のア・イ・ウを順次結んだ2直線，エ・オを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域。ただし，別表第2ごち網漁業の禁止区域8の海域を除く。</p> <p>ア 呉市倉橋町大向鼻</p> <p>イ アから山口県小柱島東鼻を見通す線とウから同県端島北端を見通す線との交点</p> <p>ウ 呉市倉橋町黒島南東端</p> <p>エ 呉市倉橋町黒島西端</p> <p>オ 呉市倉橋町城岸鼻</p>
----------------	---

### 第3 刺し網

#### 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

##### (1)一枚建刺し網，一枚建狩刺し網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一枚建刺し網	安芸地区（別記1のとおり）	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	13	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	備後地区（同上）	4月1日から11月30日まで			7	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
一枚建狩刺し網	安芸地区（同上）	7月1日から翌年3月31日まで			7	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

##### (2)いそ建・も建網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
いそ建・も建網	操業区域5（別記2のとおり）	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	3	吉浦漁業協同組合の組合員である者
	操業区域7（同上）				1	音戸漁業協同組合の組合員である者

#### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月22日から令和5年3月31日まで

#### 3 条件

##### (1)一枚建刺し網

ア 網丈は3メートル以内でなければならない。

イ 「たたき」等狩る行為をしてはならない。

(安芸地区に限る。)

ウ 第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(備後地区に限る。)

エ 網の両端に標識を掲げなければならない。

オ 漁具の敷設中は周辺海域に待機し、見張りを実施すること。

カ 網の長さは、1隻につき2,000メートル以内とする。ただし、がごみ類の採捕を目的として操業する場合は、網の長さは1,200メートルを超えてはならない。

キ 次の表のア欄に掲げる網目の大きさの漁具については、イ欄に掲げる操業時間以外には操業してはならない。ただし、松永湾（瀬戸内海漁業取締規則第2条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する海域及びひき網漁業の種類を表の11の海域）を除く。

ア 網目の大きさ	イ 操業時間
9節(3.8センチメートル)より荒く、4寸(12.1センチメートル)より細かいもの	午後3時から午前0時まで(15時から24時まで)
4寸(12.1センチメートル)以上のもの	午前4時から午後0時まで(4時から12時まで)

## (2)一枚建狩刺し網

ア 網目の大きさは、10節以上、12節以下(2.7~3.4センチメートル)でなければならない。

(安芸地区に限る。)

イ 第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

## (3)いそ建・も建網

ア 船舶の航行をみだりに妨げてはならない。

イ 網丈は、2.1メートル以内でなければならない。

## 別記1 (一枚建刺し網漁業及び一枚建狩刺し網漁業の操業区域)

### 安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

- エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点
- オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点
- カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点
- キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点
- ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所
- ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

#### 備後地区

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸500メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- イ 愛媛県大三島鳥取鼻
- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上500メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211メートル）を見通す線上350メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

#### 別記2（いそ建網・も建網の操業区域）

##### 操業区域5

次のアイを結んだ直線、イウを呉市の距岸500メートルで結んだ線、ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、共第190号の区域及び公共物の占有水面を除く。

ア 呉市三つ石鼻（西端）

イ アから江田島市江田島町高須の鼻を見通す線と呉市の距岸500メートルの線との交点

ウ 呉市宝町海上保安部等合同庁舎南東防波堤の南側付け根からの半径500メートルの円周線とエから同市昭和町日新製鋼呉製鉄所埋立地護岸北角を見通す線との西側の交点

エ 呉市中央棧橋敷地西端

#### 操業区域 7

次のアイを結んだ直線、イウを距岸150メートルで結んだ線、ウエを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 呉市音戸町北隠渡2丁目大東丸木材敷地東側防波堤南側付け根

イ アから呉市音戸町高須3丁目双見の鼻北端を見通す線とアの距岸150メートルの線との交点

ウ エから呉市警固屋8丁目鼻崎の石灯籠を見通す線とエの距岸150メートルの線との交点

エ 呉市音戸町高須3丁目双見の鼻北西端

#### 第4 流し刺し網

##### 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
さわら流し刺し網	※1	5月1日から7月31日まで（禁止区域の欄1の海域）	定めない	定めない	2	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
		4月11日から7月20日まで（禁止区域の欄2の海域）				
すずき流し刺し網	※2	9月1日から11月30日まで（禁止区域の欄1の海域）	定めない	定めない	2	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
		9月1日から10月31日まで（禁止区域の欄2の海域）				

※1 別記1の流し刺し網漁業のうちさわら流し刺し網漁業の項、禁止区域の欄1及び2の海域

※2 別記1の流し刺し網漁業のうちすずき流し刺し網漁業の項、禁止区域の欄1及び2の

海域

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月22日から令和5年3月31日まで

3 条件

(1) さわら流し刺し網

ア 別記2の禁止区域においては、操業してはならない。

イ 別記1（流し刺し網漁業のうちさわら流し刺し網漁業の項に限る。）の禁止期間においては、禁止区域で操業してはならない。

ウ 網丈は、25メートル以内でなければならない。

エ 網目は、9.09センチメートル（3寸）より荒く、13.03センチメートル（4寸3分）より細くなければならない。

オ 網（浮子方）は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。

カ 午前5時から午後6時までの間は、操業してはならない。

(2) すずき流し刺し網

ア 別記1（流し刺し網漁業のうちすずき流し刺し網漁業の項に限る。）の禁止期間においては、禁止区域で操業してはならない。

イ 網丈は、25メートル以内でなければならない。

ウ 網目は、9.09センチメートル（3寸）より荒く、13.03センチメートル（4寸3分）より細くなければならない。

エ 網（浮子方）は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。

オ 日の出から日没までの間は、操業してはならない。

別記1（操業区域）

漁業種類	禁止期間	禁 止 区 域
流し刺し網漁業のうちさわら流し刺し網漁業	8月1日から翌年3月31日まで	1 次のア・イ・ウを順次結んだ2直線，エ・オ・カ・キ・クを順次結んだ4直線及び最大高潮時海岸線とを結んだ線以南の広島県の海域 ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点 イ 江田島市沖美町入鹿鼻 ウ 江田島市沖美町大黒神島押島鼻 エ 江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻 オ 江田島市大柿町長島南端 カ 呉市倉橋町黒島西端 キ 呉市倉橋町横島南端 ク 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央
		2 次のア・イ・ウを順次結んだ2直線，エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コを順次結んだ6直線，ケからコを見通す延長線及び最大高潮時海岸線とを結んだ線以南の広島県の海域 ア 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央 イ 呉市倉橋町亀ヶ首東端 ウ 呉市情島南端

		<p>エ 呉市情島北端</p> <p>オ エから呉市阿賀町観音崎を見通す線と同市音戸町小アジワ島の高からカを見通す線との交点</p> <p>カ 呉市広黄幡町石ケ鼻</p> <p>キ 呉市下蒲刈町下黒島南端</p> <p>ク 呉市下蒲刈町上黒島南端</p> <p>ケ 呉市蒲刈町黒鼻</p> <p>コ 呉市豊浜町斎島西端</p>
		<p>3 次のア・イ・ウ・エ・オを順次結んだ4直線及びエからオを見通す延長線以東の広島県の海域</p> <p>ア 呉市広黄幡町石ケ鼻</p> <p>イ 呉市下蒲刈町下黒島南端</p> <p>ウ 呉市下蒲刈町上黒島南端</p> <p>エ 呉市蒲刈町黒鼻</p> <p>オ 呉市豊浜町斎島西端</p>
流し刺し網漁業のうちすずき流し刺し網漁業	1 2月1日から翌年8月31日まで	<p>1 次のア・イを結んだ直線, ウ・エを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点</p> <p>イ 江田島市沖美町入鹿鼻</p> <p>ウ 江田島市江田島町二ツ子島</p> <p>エ 海岸線における呉市と安芸郡坂町との市町標識間の中央</p>
	1 1月1日から翌年8月31日まで	<p>2 次のア・イを結んだ直線, ウ・エを結んだ直線, オ・カを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>ア 江田島市江田島町二ツ子島</p> <p>イ 海岸線における呉市と安芸郡坂町との市町標識間の中央</p> <p>ウ エから呉市吉浦町高畑山の高を見通す線と同市昭和町日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所南側護岸との交点</p> <p>エ 呉市音戸町日附鼻</p> <p>オ 呉市音戸町猿ヶ鼻</p> <p>カ 江田島市江田島町秀崎</p>

別記2 (禁止区域)

次のア・イ・ウを順次結んだ2直線, エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コを順次結んだ6直線, サ・シ・スを順次結んだ2直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点
- イ 江田島市沖美町入鹿鼻
- ウ 江田島市沖美町大黒神島押島鼻
- エ 江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻
- オ 江田島市大柿町長島南端

- カ 呉市倉橋町黒島西端
- キ 呉市倉橋町横島南端
- ク 呉市倉橋町白石(三ツ石)中央
- ケ 呉市倉橋町亀ヶ首東端
- コ 呉市情島南端
- サ 呉市情島北端
- シ サから呉市阿賀町観音崎を見通す線と同市音戸町小アジワ島の高からスを見通す線との交点
- ス 呉市広黄幡町石ヶ鼻

第5 たこ壺

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶の数	当該漁業を営む者の資格
たこ壺	安芸地区（別記のとおり）	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	6	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	中部地区（同上）				1	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	備後地区（同上）				3	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月22日から令和5年3月31日まで

3 条件

(備後地区に限る。)

距岸1,000メートルを超えて操業してはならない。

別記（操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩

の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

#### 中部地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以東、コサを結んだ直線、サシを三原市佐木島と同市小佐木島の北廻り距岸250メートルで結んだ線、シスを結んだ直線及びセソを結んだ直線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ケ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同市犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同市尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

コ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界

サ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と三原市佐木島の距岸250メートルの線との交点

シ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からスを見通す線と佐木島の距岸250メートルの線との交点

ス 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端

セ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界

ソ 愛媛県岩城島新城鼻

#### 備後地区

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸500メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界

- イ 愛媛県大三島鳥取鼻
- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上500メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211メートル）を見通す線上350メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

## 第6 かが

### 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
いか玉	操業区域6（別記1のとおり）	4月1日から6月30日まで	定めない	定めない	1	倉橋西部漁業協同組合の組合員である者
あなご筒	安芸地区（別記2のとおり）	5月1日から12月31日まで	定めない	定めない	8	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	中部地区（同上）				1	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	備後地区（同上）				2	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月22日から令和5年3月31日まで

### 3 条件

#### (1) いか玉

漁具内部に魚等の餌を入れてはならない。

#### (2) あなご筒

(共通)

ア この漁業に使用することのできる漁具の規模等は次のとおりとする。

(ア) 漁具の形状は筒型とし、その大きさは外径15センチメートル以内、奥行75センチメートル以内でなければならない。

(イ) 漁具の材質に、網地を使用してはならない。

(ウ) 漏斗部よりも内側(中央部側)に直径13ミリメートル以上の水抜き穴を合計8個以上設けたものでなければならない。

(エ) 1隻につき60個以内でなければならない。

(安芸地区に限る。)

イ 午前6時から午後4時までの間は、操業してはならない。

ウ 他種漁業が漁具を敷設しているときは、その操業や行使を妨げてはならない。

エ あなご以外を漁獲目的としてはならない。

(中部地区及び備後地区に限る。)

イ 午前3時から午後4時までの間は、操業してはならない。

別記1 (いか玉操業区域)

操業区域 6

次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ4直線によって囲まれた海域及びオ、カ、キ、ク、オを順次結んだ4直線によって囲まれた海域、並びにケ、コ、サ、シ、ケを順次結んだ4直線によって囲まれた海域

ア 呉市倉橋町伝太郎鼻から山口県手島東端を見通す線と同町黒島入間平鼻から江田島市大柿町長島西端を結んだ線との交点

イ 呉市倉橋町伝太郎鼻から山口県手島東端を見通す線と大竹市白石(ニツ石)から愛媛県津和地竹の子島頂上を見通す線との交点

ウ 呉市倉橋町城岸鼻から山口県小柱島西北端を見通す線と大竹市白石(ニツ石)から愛媛県津和地竹の子島頂上を見通す線との交点

エ 呉市倉橋町城岸鼻から山口県小柱島西北端を見通す線と同町黒島入間平鼻から江田島市大柿町長島西端を見通す線との交点

オ 呉市倉橋町蔦ヶ崎(ハゲ鼻)から同町黒島南端を見通す線と同町鹿島入道鼻から同町城岸鼻を見通す線との交点

カ 呉市倉橋町黒島南端

キ カから呉市倉橋町鹿島オシマ鼻を見通す線と同町長串鼻から同町横島口細鼻を見通す線との交点

ク 呉市倉橋町室尾小島から同町横島口細鼻を見通す線と同町城岸鼻から同町鹿島入道鼻を見通す線との交点

ケ 呉市倉橋町横島口細鼻から愛媛県怒和島風切鼻を見通す線上600メートルの点

コ 呉市倉橋町横島南端から愛媛県津和地島宮の鼻を見通す線上600メートルの点

サ 呉市倉橋町横島南端から愛媛県津和地島宮の鼻を見通す線上1,400メートルの点

シ 呉市倉橋町横島口細鼻から愛媛県怒和島風切鼻を見通す線上1,400メートルの点

別記2 (あなご筒操業区域)

## 安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界
- イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点
- ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点
- エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点
- オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点
- カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点
- キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点
- ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所
- ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

## 中部地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以東、コサを結んだ直線、サシを三原市佐木島と同市小佐木島の北廻り距岸250メートルで結んだ線、シスを結んだ直線及びセソを結んだ直線以西の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界
- イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点
- ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点
- エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点
- オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点
- カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点
- キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点
- ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所
- ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

- コ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界
- サ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と三原市佐木島の距岸250メートルの線との交点
- シ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からスを見通す線と佐木島の距岸250メートルの線との交点
- ス 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- セ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ソ 愛媛県岩城島新城鼻

備後地区

次のアイを結んだ直線以東，イウを結んだ直線，ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸500メートルで結んだ線及びエ，オ，カ，キ，ク，ケ，コを順次結んだ6直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- イ 愛媛県大三島鳥取鼻
- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上500メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸500メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211メートル）を見通す線上350メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町9番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

第7 まきえ釣

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
まきえ釣	広島県海面一円	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	73	広島県内に住所又は漁業の根拠地を有する者

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき機関  
令和5年3月22日から令和5年3月31日まで
- 3 条件  
定めない